

# 14 狩猟税の課税状況

区 分		税 率	狩猟者登録総件数	調 定 額 (千円)
第一種 銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	651	10,070
	① うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円 × 1/4	0	0
	② うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円 × 3/4	0	0
	③ 法附則32条の2第1項に該当するもの	16,500円 × 1/2	8	66
	④ 法附則32条の2第2項に該当するもの	16,500円 × 1/2	73	599
	⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	570	9,405
	所得割額の納付を要しない者	-	17	165
	⑥ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円 × 1/4	0	0
	⑦ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円 × 3/4	0	0
	⑧ 法附則32条の2第1項に該当するもの	11,000円 × 1/2	0	0
	⑨ 法附則32条の2第2項に該当するもの	11,000円 × 1/2	4	22
	⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	13	143
	課税免除	-	1,423	
⑪ 法附則32条第1項に該当するもの	-	1,410		
⑫ 法附則32条第2項に該当するもの	-	13		
狩 猟 税 関 係	所得割額の納付を要する者	-	2	16
	⑬ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円 × 1/4	0	0
	⑭ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円 × 3/4	0	0
	⑮ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円 × 1/2	0	0
	⑯ 法附則32条の2第2項に該当するもの	8,200円 × 1/2	0	0
	⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	2	16
	所得割額の納付を要しない者	-	0	0
	⑱ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円 × 1/4	0	0
	⑲ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円 × 3/4	0	0
	⑳ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円 × 1/2	0	0
	㉑ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円 × 1/2	0	0
	㉒ 上記に該当しないもの	5,500円	0	0
	課税免除	-	5	
㉓ 法附則32条第1項に該当するもの	-	5		
㉔ 法附則32条第2項に該当するもの	-	0		
わな 猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	151	1,058
	㉕ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円 × 1/4	0	0
	㉖ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円 × 3/4	0	0
	㉗ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円 × 1/2	8	33
	㉘ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円 × 1/2	36	148
	㉙ 上記に該当しないもの	8,200円	107	877
	所得割額の納付を要しない者	-	5	21
	㉚ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円 × 1/4	0	0
	㉛ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円 × 3/4	0	0
	㉜ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円 × 1/2	0	0
	㉝ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円 × 1/2	2	5
	㉞ 上記に該当しないもの	5,500円	3	16
	課税免除	-	1,015	
㉟ 法附則32条第1項に該当するもの	-	1,005		
㊱ 法附則32条第2項に該当するもの	-	10		
第二種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	47	146
	㊲ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円 × 1/4	0	0
	㊳ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円 × 3/4	0	0
	㊴ 法附則32条第1項に該当するもの	-	20	
	㊵ 法附則32条第2項に該当するもの	-	0	
	㊶ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円 × 1/2	0	0
	㊷ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円 × 1/2	1	3
	㊸ 上記に該当しないもの	5,500円	26	143
① ~ ㊸ の 合 計		-	3,316	11,476